被災した建築物の解体等工事のアスベスト飛散防止対策について

被災した建築物の解体等工事については、アスベストの飛散防止のため、解体等工事に先立ち、アスベスト含有建材の使用状況を調査するとともに、適切に飛散防止対策を講じてください。

アスベスト含有建材の使用状況の調査（平成18年９月１日以降に建設工事に着手した建築物を除く。）

○　受注者は、解体工事前に建築物に使用されているアスベスト含有建材の使用状況を調査し、調査結果を発注者に書面で説明するとともに解体等工事現場に掲示すること。

○　調査は、アスベストに関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者（例：建築物石綿含有建材調査者等）が行うことが望ましい。

【アスベスト含有建材の例】

鉄骨造の梁・柱の耐火被覆
【飛散性アスベスト】

機械室の壁・天井の断熱
【飛散性アスベスト】

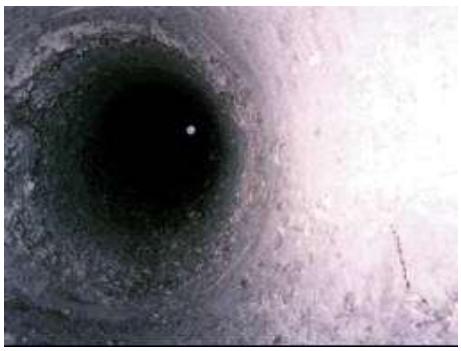

煙突の断熱材
【飛散性アスベスト】

配管等の保温材
【飛散性アスベスト】

天井のスレート板
【非飛散性アスベスト】

※　木造建築物は、飛散性アスベストを使用している可能性は低いですが、非飛散性アスベストが使用されている可能性があります。

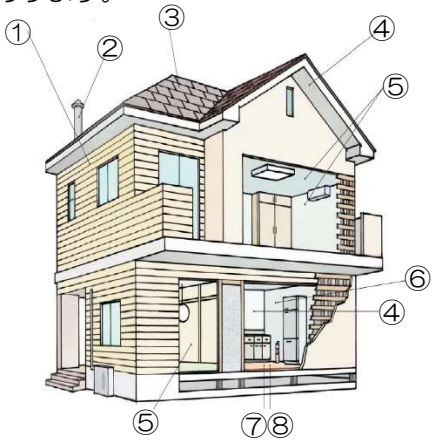

① アスベスト含有窯業系サイディング
　アスベスト含有建材複合金属系サイディング
② アスベストセメント円筒
③ アスベスト含有住宅屋根用化粧スレート
　アスベスト含有ルーフィング
④ アスベスト含有けい酸カルシウム板第１種
⑤ アスベスト含有石膏ボード
⑥ アスベスト含有壁紙
⑦ アスベスト含有ビニル床タイル
⑧ アスベスト含有ビニル床シート

出典：目で見るアスベスト建材 第２版（国土交通省）

アスベスト含有建材を使用している建築物の解体等工事の際の飛散防止対策

○ 飛散性アスベスト（吹付けアスベスト等やアスベスト含有断熱材等）を使用している建築物
- 事前に届出を行うこと。（大気汚染防止法：発注者が自治体に届出、労働安全衛生法等：受注者が労働基準監督署に届出）
- 作業基準等を遵守すること。（大気汚染防止法、労働安全衛生法等）

○ 非飛散性アスベスト（アスベスト含有成形板等）を使用している建築物
- 破砕等の作業は極力避け、やむを得ず破砕等を行う場合は、散水等により湿潤化すること。

○ 廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理すること。

解体工事中に新たに飛散性アスベストを発見した場合

○ 直ちに工事を中止すること。
○ 飛散防止措置の応急措置を講ずること。
○ 大気汚染防止法及び労働安全衛生法等を所管する下記の部局に連絡すること。

【届出・問い合わせ先】

大気汚染防止法	労働安全衛生法・石綿障害予防規則
倉敷市環境政策課　Tel 086-426-3391	倉敷労働基準監督署　Tel 086-422-8177

平成30年８月　倉敷市環境政策課

解体現場には必ず事前調査結果の掲示が必要です！

アスベスト使用状況事前調査結果

（事前調査結果掲示様式（例））

大気汚染防止法第18条の17第４項、石綿障害予防規則第３条第３項の規定に基づく表示

事業場の名称		調査終了年月日	
調査の方法	☐ 設計図書等の資料の確認 ☐ 現場での目視確認 ☐ 建材分析による確認 ☐ その他（　　）		
調査の結果	☐ 石綿建材は使用されていませんでした。 ☐ 特定工事に該当しませんが、その他の石綿含有建材が使用されています。 （手ばらし、散水等を徹底し、適切に解体等工事を行います。） ☐ 特定工事に該当する石綿建材が使用されています。 （監督官庁へ届出を行い、適切に飛散防止措置を講じた上で除去します。）		
	【使用されている石綿（含有）建材の種類】（使用箇所） ☐ 吹付け石綿　（　　）　☐ 石綿含有保温材　（　　） ☐ 石綿含有断熱材（　　）　☐ 石綿含有耐火被覆材（　　） ☐ その他の石綿含有建材（　　）		
調査者（受注者） 住所 代表者名		分析者 住所 代表者名	